

令和7年10月30日
総務部

職員の収賄事件に係る今後の対応について

職員が収賄の容疑で逮捕された件について、事案の検証と再発防止策を早急に進めるため、次のとおり対応を進める。

1 事案検証

- (1) 少額随意契約の全庁調査 **取組中**
- (2) 第三者委員会（附属機関）として守口市職員不正事案再発防止検討委員会を設置 **10月議会提案**
- (3) （仮称）再発防止チームを設置

2 再発防止の取組み

- (1) 守口市職員不正事案再発防止検討委員会の答申を踏まえて、再発防止の取組みを策定
- (2) コンプライアンスの徹底
 - ア 契約に関する研修を実施 **10/30 実施予定・随時実施予定**
 - イ コンプライアンス研修の実施 **11月実施予定・10月議会提出**
- (3) 第三者委員会（附属機関）として守口市職員分限懲戒等審査委員会を設置 **10月議会提案**

3 令和7年10月補正予算

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・守口市職員不正事案再発防止検討委員会 | 90万円 |
| ・守口市職員分限懲戒等審査委員会条例 | 90万円 |
| ・コンプライアンス研修 | 200万円 |
| 合計 | 380万円 |

令和7年10月30日
総務部

守口市職員不正事案再発防止検討委員会条例案について

1 概要

本市職員が特定の業者との契約の際に物品を受け取り、便宜を図ったとして、収賄の疑いで逮捕された。当該不正事案を端緒に、全庁的に再発防止の検討策を講じるため、守口市職員不正事案再発防止検討委員会条例案を令和7年10月守口市議会定例会に議案として提出する。

2 主な制定内容

- (1) 委員会の所掌事務について定める。(第2条関係)
- (2) 委員について定める。(第3条関係)
- (3) 委員長及び副委員長について定める。(第4条関係)
- (4) 委員会の会議について定める。(第5条関係)
- (5) 委員の報酬等について定める。(第6条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例の失効

この条例は、第2条の規定による答申があった日限り、その効力を失うこととする。

守口市職員分限懲戒等審査委員会条例案について

1 概要

市が行う分限処分及び懲戒処分については、職員分限懲戒等審査委員会規程に基づき、市の特別職で構成する職員分限懲戒等審査委員会（以下「委員会」といいます。）で処分内容を検討し、任命権者に報告してきた。

今般、委員会が所掌する事務の透明性を更に高めるため、委員会を地方自治法第138条の4第3項に定める附属機関として位置付けることから、守口市職員分限懲戒等審査委員会条例案を令和7年10月守口市議会定例会に議案として提出する。

2 主な制定内容

- (1) 委員会の所掌事務について定める。(第2条関係)
- (2) 委員について定める。(第3条関係)
- (3) 委員長及び副委員長について定める。(第4条関係)
- (4) 委員会の会議について定める。(第5条関係)

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（附則第2項関係）

委員会の委員の報酬について定める。

令和7年度守口市一般会計補正予算(第9号)

1 歳入歳出予算の補正

(単位：千円)

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
職員分限懲戒等審査委員会開催事業	総務費	総務管理費	一般管理費	報酬	900					900	
職員不正事案再発防止検討委員会開催事業				900					900		
コンプライアンス研修業務委託事業				委託料	2,000					2,000	
合 計					3,800	0	0	0	0	3,800	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金3,800千円で財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補 正 前 の 額	80,387,149 千円
補 正 額	3,800 千円
補 正 後 の 額	80,390,949 千円

令和7年度守口子ども議会について

昨年に引き続き、守口ロータリークラブの主催で本市と連携した取り組みとして、次代を担う本市の中学生が市政や市議会の「仕組みや役割」を学習するきっかけとするとともに、日頃子ども達が、市政に関して疑問に思っていることなどを発表する機会を提供し、子ども議会の経験を通して、市政や市議会への興味関心へ繋げていくことができるよう、「守口子ども議会」を下記のとおり開催する。

記

- 1 日 時 令和7年12月25日（木）午前10時15分開会（5分前着席）
（終了予定12時00分頃）
- 2 場 所 守口市議会 議場
- 3 出席者 ・ こども議員 守口市内中学生16名（各中学校・義務教育学校から2名）
・ 理事者 市長、教育長、水道事業管理者、部長級等職員（質問があった部）
・ 市議会 議長、副議長
- 4 今後の流れ ①市内中学校・義務教育学校8校から提出された質問に該当する担当課に対し、魅力創造発信課から11月中旬にメールにて質問を送付。
②各課で答弁を作成し、部長確認後、魅力創造発信課に提出。
③答弁調整に関する事項については、魅力創造発信課より担当課に連絡。

令和8年度 定期人事異動方針

総務部人事課

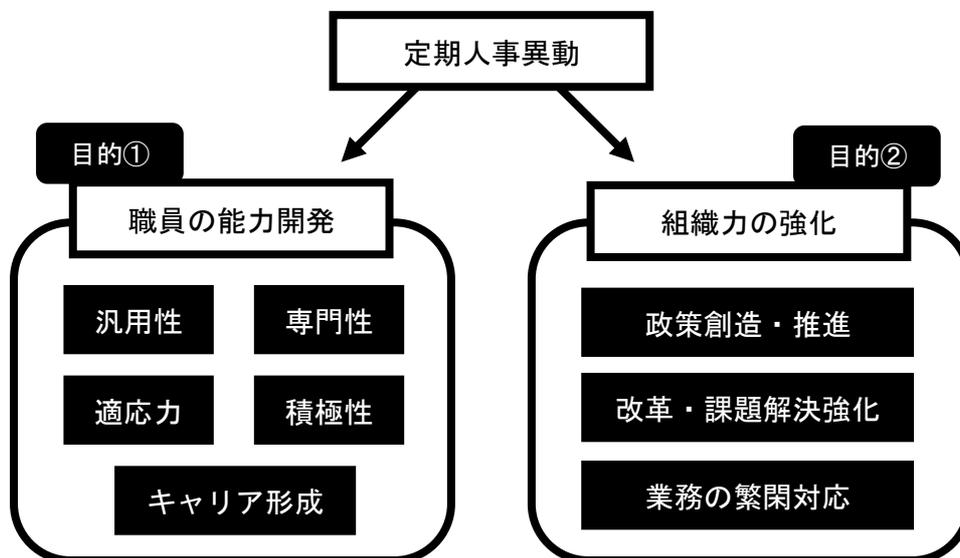
1 「定期人事異動方針」について

(1) 定期人事異動方針とは

「定期人事異動方針」は、年度当初の定期人事異動等について、基本的な考え方を示すものです。以下の方針に基づき、少数精鋭による市民サービス向上に向け、定期人事異動等を実施します。

なぜ定期人事異動をするのか？

定期人事異動は、以下の2つの目的で実施します。



(2) 業務の繁閑に合わせた人事異動

4月の定期人事異動を基本とし、業務の繁閑に合わせた異動も必要に応じて臨機に実施します。

(3) 定員管理の考え方

職員配置については、所属における超過勤務状況、休暇取得状況、職員の経験年数等を考慮して、適正な配置を行います。

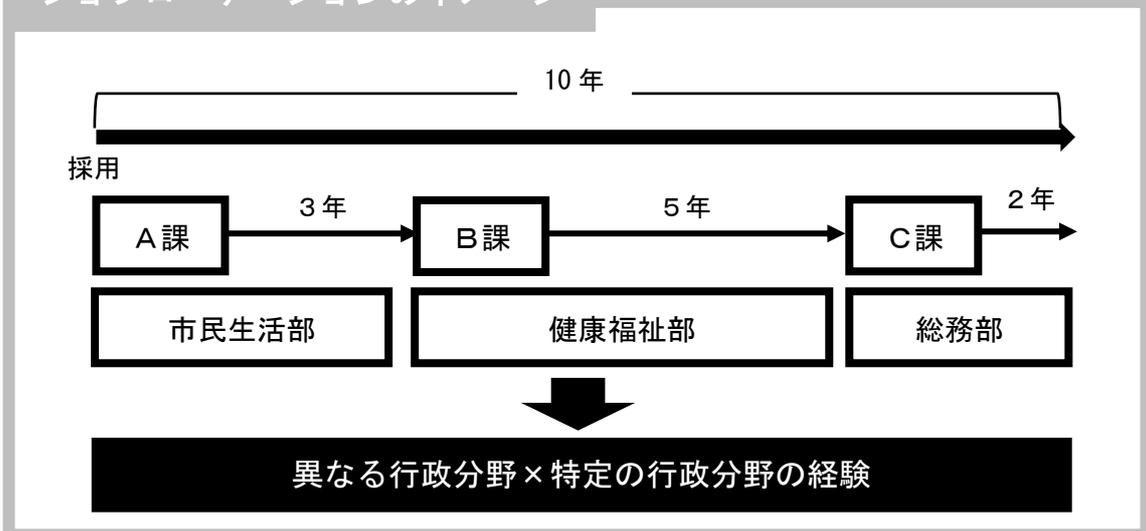
2 職員区分別の人事異動の考え方

①採用から10年程度までの職員（職務の級が3級まで）

汎用的知識（どの部署でも必要とされる知識）及び専門的知識やスキルを習得するため、在課（室）3年から5年を人事異動の基本とし、複数所属の経験を積み、幅広い視野や多様な経験を積むことができる人員配置を行います。

ただし、民間企業等で一定期間勤務していた経験がある者等については、このとおりにならないことがあります。

ジョブローテーションのイメージ

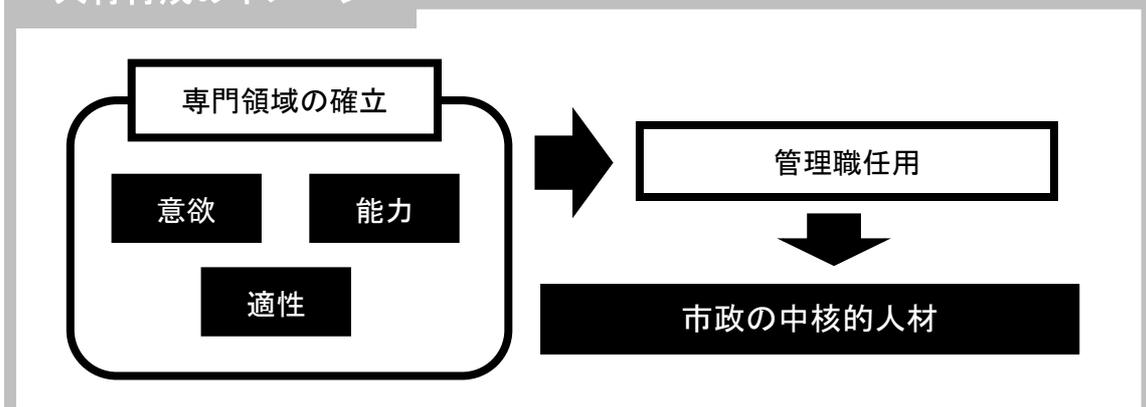


②中堅指導職員（職務の級4級）

専門領域の確立を目的とした人事配置を基本とします。

職員の意欲や能力、適性を見極めながら複数の行政分野を経験させるなど、将来の人員体制と管理職任用を見据え、高い専門性や幅広い視野を持つ市政の中核人材の育成につながる人員配置を進めます。

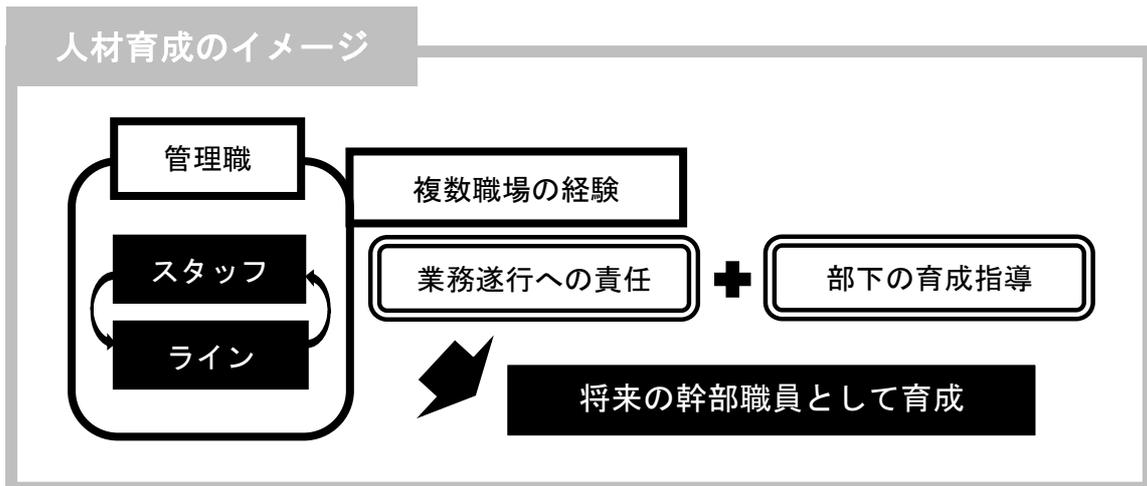
人材育成のイメージ



③管理職員（職務の級5級以上）

市民本位の改革・政策創造に大胆にチャレンジし、職員の育成や所属の業務運営に指導力を発揮できる人材を登用します。

複数職場を経験することにより、将来の幹部職員として力が発揮できる資質の養成にも配慮します。また、職階及び処遇（勤務条件）に応じた業務遂行への責任と部下の育成指導等への注力を求めます。



④専門（有資格）職種及び専門性の高い業務に従事する職員

当該職種のスペシャリストとして、能力実証を通じて、その適性や業務指導力を個別に判断し、人員配置及び管理職任用を行い、業務上のリーダーとなれるよう戦略的に人材育成を行います。

また、スペシャリストとして業務スキルを向上するため、専門分野における長期の配属も可能とします。

⑤再任用職員（暫定再任用職員及び定年前再任用短時間職員）

前年度の業務の達成度や意欲を踏まえ、後輩職員の模範となり、それらを継承できる人材であるかを厳格に判断した上で、任用します。

また、再任用職員の職責は、補助的業務を担うのではなく、これまで培ってきた知識や技術、経験を活かして市政に貢献することを共通認識とし、配属先については、退職以前の所属・職種にかかわらず全庁的な人員体制を踏まえ、決定します。

⑥役職定年を経た職員

管理職等で活躍した経験を活かし、主任級職員として任用します。市民対応や、委員会答弁を始めとする議会対応、必要な資料作成など、所属職員の模範的な存在となるよう求めます。

これまで培ってきた豊富な知識や経験を活かして貢献することを共通認識とし、配属先については、役職定年以前の役職・所属・職種にかかわらず全庁的な人員体制を踏まえ、決定します。

3 キャリアアップ申告制度

人事異動を通して、人材育成を行う上で、職員の意欲向上及び自主的な成長を促進することを目的に、人事課に自ら申告することで異動希望が実現できる「キャリアアップ申告制度」を実施します。

今後のキャリアを主体的に考えることは、自分がどうなりたいかだけでなく、携わる業務をどのようにしたいか、ひいては、どのような行政を目指すかを考えるきっかけに繋がります。対象要件に当てはまる職員は、積極的に制度を活用してください。

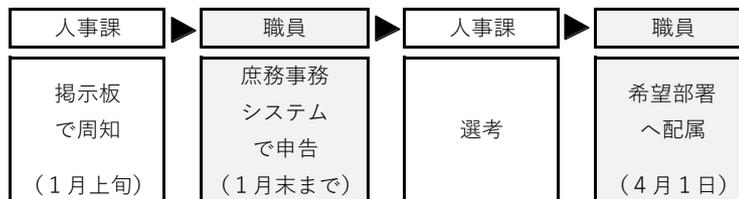
ただし、申告内容や組織体制等の事情により、希望する部署へ配属できない場合があります。

キャリアアップ申告の対象要件

以下の両方を満たす人を対象とします。

- ・ 在課3年以上の主任級以下の職員
- ・ 主体的にチャレンジしたい分野・業務を具体的に希望する職員

申告の手順（4 チャレンジ制度共通）



キャリアアップ申告に向けて準備すべきこと

キャリアビジョンを明確にして、申告しましょう。

(キャリアアップ申告までの考え方の例)

- ① 将来、どのような守口市職員になりたいのかを考える。
- ② どのような業務に携わり、どのような経験をしたいのかを考える。
- ③ その経験が積める所属はどこかを調べる。
- ④ 希望する所属に関する資料を読む、有用な資格取得等に向けた勉強をする。(※守口市職員資格取得助成金を積極的に活用してください。)

近年のキャリアアップ申告反映率

令和6年度 38.9% 令和5年度 28.6%

4 チャレンジ制度

市が大胆に推進したい政策や新規事業に自らチャレンジしようとする意欲の高い職員を庁内公募する制度です。今年度の実施の有無等の詳細は、追ってお知らせします。

5 昇任管理

職員の意欲増進と組織の活力増大に向け、原則、以下の基準及び考え方に従って昇任管理を行います。

(1) 昇任基準

共通要件
令和8年4月1日現在、59歳未満の者

職階	最低基準要件	
理事級	部長級在級4年以上の者	直近2年間の人事評価総合得点が2.5以上
部長級	次長級在級2年以上の者	
次長級	課長級在級2年以上の者	
課長級	課長代理級在級2年以上の者	
課長代理級	主任級在級2年以上の者	
主任級	主査級在級2年以上の者 (ただし、組織の都合等に応じて上席主査も対象とする。)	
主査級	主査級昇任試験実施要領で別に定める。	

(2) 各職階の昇任の考え方

職階	考え方
次長級	政策ないし懸案事項の是正解決に向け、部長を補佐し、部内各課を指導・助言できる職員を登用します。
課長級	将来の幹部職員候補として、キャリア形成に資する職員を登用します。個々人の能力と意欲を踏まえ、積極的に政策創造、事務改善改革、部下指導にリーダーシップを発揮できるかを厳格に評価し、適性のある職員を積極的に登用します。
課長代理級	将来の課長級候補者として適任者を精査し、登用します。
主任級	将来の管理職候補者として適任者を精査し、登用します。
主査級	主査級試験合格者を任用し、適材適所により配置します。

(3) 多様な社会に対応するための多様な行政の実現

様々な行政課題を解決するためには、多角的な視点からアプローチすることが必要です。その取組みの一つとして、性別を問わず、能力と意欲のある職員を積極的に登用し、令和8年度までに10%の女性管理職比率を目指します。

6 (参考) 令和7年度定期人事異動

(1) 令和7年4月1日配置状況

職階	職員数	うち、女性
理事級	1	0
部長級	9	0
次長級	13	0
課長級	33	3
課長代理級	65	14
主任級	123	41
上席主査	76	32
主査	214	112
一般	39	27
再任用(フル)	20	8
任期付(フル)	40	37
合計	633	274

(2) 異動者数及び昇任者数

職階	異動者数	うち、昇任者数	昇任者のうち、女性
理事級	0	0	0
部長級	3	1	0
次長級	8	5	0
課長級	14	5	1
課長代理級	27	12	4
主任級	27	7	6
上席主査	9	0	0
主査	59	28	13
上記以外の職員	9	0	0
合計	156	58	24

(3) 大阪府、国等への職員派遣

大阪府

都市整備部住宅建築局居住企画課住宅施策推進グループ	1名
財務部行政経営課公民連携グループ	1名
総務部市町村局振興課振興グループ	1名
総務部法務課法規グループ	1名

国

文部科学省（大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）	1名
----------------------------	----

その他

大阪広域環境施設組合	1名
飯盛霊園組合	1名
守口市門真市消防組合	2名
大阪府後期高齢者医療広域連合総務企画課総務グループ	1名
公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会	1名

令和7年10月22日

各所属長 様

総務部総務課長

大阪880万人訓練と連動した市役所庁舎の自衛消防訓練について（依頼）

市役所庁舎は防火防災管理が必要な施設であり、火災又は災害が発生した場合においても、迅速かつ適切な対応がとれるよう、大阪880万人訓練と連動し自衛消防訓練を実施しますので、ご協力をお願いします。

記

- 1 日 時 令和7年11月5日（水）10時00分から
- 2 訓練内容 市役所庁舎内で出火したことを想定した、避難訓練を行います。
（詳細は別紙「訓練手順」を確認してください。）
- 3 参加報告 避難者として各課から最低1名以上参加するようにしてください。
参加者は別紙参加報告書により令和7年10月24日（金）までに総務部総務課へメールでご回答ください。

守口市開発行為に伴う公園等設置基準の強化及び緩和に関する条例案の パブリックコメントの実施について

1 背景及び趣旨

開発行為に伴い設置される公園については、都市計画法第33条第1項第2号及び同施行令第25条第6号の規定に基づき、原則として0.3ha以上の開発行為において、開発区域の面積の3%以上の公園等の設置が義務付けられている。

本市は早くから市街地として形成が進んできたことから、0.3ha程度の小規模開発が主流となっており、こうした開発に伴い整備された公園の中には、極めて小規模なものも多く、人口減少や少子高齢化などの社会情勢の変化や周辺住民のニーズの多様化により、利用者が減少し設置目的を十分に果たしていない例も見受けられる。さらに、日常的な維持管理に係る負担の増加も顕在化している状況である。

このような状況を踏まえ、国においては、地域における公園整備が一定程度進展していること、また小規模公園等の管理に関する地方公共団体の負担増加などの意見を受け、地方公共団体の判断により、公園等の設置義務が生じる開発区域面積の最低限度を緩和できるよう、都市計画法施行令が改正された。

そこで本市においても、公園の維持管理負担の軽減と、適正な規模の公園設置による利用頻度の向上、さらには宅地等開発の促進を図るため、開発行為に伴う公園等の設置基準について、技術的細目で定められた制限の見直し（強化及び緩和）を行う条例を制定することとし、その案に関するパブリックコメントを実施するものである。

2 条例の内容

一定規模の開発行為では、公園等を設置する必要があるが、その規模を3,000㎡以上から10,000㎡以上に緩和する。

また、開発面積に対する公園の面積の最低面積を300㎡以上に強化する。

	現状	制定後
公園等の設置が必要な開発規模 (緩和)	3,000㎡以上	10,000㎡以上 (1ha以上)
公園の最低面積 (強化)	規定なし	300㎡以上

3 今後のスケジュール案

令和7年11月 パブリックコメントを実施（1か月間）

令和8年2月 条例を議会に提出

令和8年4月 条例施行